

○松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例

昭和61年3月26日
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、町民の健康増進を図るとともに、観光等で都市から訪れる人々と地域住民との交流を深め、町の発展を図るため、松田町寄みやまグラウンド(以下「グラウンド」という。)を設置し、その管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松田町寄みやまグラウンド	松田町寄3111番地

(管理の代行)

第3条 町長は、グラウンドの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にグラウンドの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にグラウンドの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) 利用促進に関する業務
- (5) その他町長が定める業務

(利用許可)

第4条 グラウンドを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、町長の許可(子供広場利用者は除く。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 町長は、利用を許可するにあたり管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号の1に該当する場合は、グラウンドの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) グラウンド又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消)

第6条 町長は、次の各号の1に該当するときは、利用条件の変更又は利用の停止若しくは許可の取消しをすることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用申請に偽りがあったとき。
- (3) 公益又は公安上必要と認めるとき。
- (4) 利用者が利用の権利を譲渡し又は転貸したとき。
- (5) 許可条件に違反したとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の取消し等によって、利用者に損害を生ずることがあっても町長はその損害賠償の責は負わない。

(事故の責任)

第7条 利用者の不注意又は不可抗力により事故(死亡、傷害、盗難など)が生じた場合、町長はその責を負わないものとする。

(利用料金)

第8条 利用者は、別表に定める利用料金に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額をあらかじめ町長に納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 第3条第1項の規定により、グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長に承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 町長は、次の各号の1に該当する場合、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は、地方公共団体等が主催する行事に使用するとき。
- (2) 町内の老人会、子供会等及び心身障害者が利用するとき。
- (3) 町長が特に必要と認めるとき。
- 2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て、[前条](#)に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (利用料金の不還付)
- 第10条 納付した利用料金は還付しない。ただし、町長は、[次の各号](#)の1に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 利用者の責任でない事由により利用できないとき 利用料金の全額
- (2) 利用の日前3日までに許可の取消し、又は変更を申し出て町長が特別の事由があると認めたとき 利用料金の7割
- (利用後の原状回復)
- 第11条 利用者が工作物その他の設備を設置しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。
- 2 利用者は、施設等の利用を終ったときは、速やかに[前項](#)の工作物その他の設備を撤去して原状に復し、当該利用施設を清掃しなければならない。
- (利用者の賠償責任)
- 第12条 利用者は、利用中に施設等を損傷又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減免し、又は免除することができる。
- 2 利用者は、[前項](#)に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届出、その指示を受けなければならない。
- (指定管理者の管理に係る読替え)
- 第13条 グラウンドの管理を[第3条第1項](#)に規定する指定管理者が行う場合においては、[第4条第1項、同条第2項、第5条、第6条第1項、同条第2項、第7条、第8条第1項、第10条、第11条第1項、第12条第1項及び同条第2項](#)中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。
- (規則への委任)
- 第14条 この条例に定めるもののほか、グラウンドの管理運営について必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和61年12月20日条例第25号)
- この条例は、昭和62年1月1日から施行する。
- 附 則(平成5年9月14日条例第23号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成7年12月26日条例第28号)
- この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則(平成10年3月25日条例第10号)
- この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則(平成18年5月17日条例第11号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前になされた届出、申込みその他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。
- 附 則(平成25年12月18日条例第30号)
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年9月29日条例第13号)
- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年12月20日条例第19号)
- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則(令和6年12月20日条例第31号)
- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 附 則(令和7年12月15日条例第26号)
- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

施設名	施設管理	利用区分	利用料金	利用単位	利用
-----	------	------	------	------	----

		者		町内居住者又は宿泊者	その他		形態	
松田町寄みやまグラウンド	グラウンド	町長又は指定管理者	平日	1,500円	3,000円	1回 1時間	予約制	
			土曜日 日曜日 祝日	2,000円	6,000円			
	照明施設		平日	4,000円	6,000円	1回 1時間	予約制	
			土曜日 日曜日 祝日					

備考

- (1) 宿泊者とは町内に所在する松田町寄自然休養村管理センター、旅館、民宿、キャンプ場等に宿泊した者とする。
- (2) 照明施設の料金には、グラウンドの利用料金を含まないものとする。